

□■養成所ニュースプラス第5号 2023□■

保育士や看護師による信じられない虐待報道が続いています。専門職倫理は、どこに行ってしまったのでしょうか。社会福祉士及び介護福祉法では、登録の取消し等の規定があり、各都道府県の社会福祉士会では懲戒規程を定めています。残念ながら社会福祉士も、財産流用やハラスメント等の倫理違反が明らかになり、除名処分、懲戒処分が公表されています。

今回は「ソーシャルワークの基盤と専門職」から「社会福祉士の行動規範」についての問題です。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第28回問題91 改変】日本社会福祉士会が2021（令和3）年に採択した「社会福祉士の行動規範」における専門職としての倫理責任に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 専門職集団としてではなく、個人として責任ある行動をとらなければならない。
2. 他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、関係機関などに対し、適切な行動をとるよう働きかけなければならない。
3. 研修や自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
4. 社会的信用を高めることよりも、専門職集団の利益を優先しなければならない。
5. 調査研究の結果を公表する場合、調査者の利益を優先しなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(35期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・スクーリングの詳細（実施要綱等）について、大阪、仙台、東京及び名古屋会場を受講される皆様に向けて発送しています。数日経っても届かない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。←New
※福岡会場のスクーリングを受講される皆様へも、順次発送してまいります。今しばらくお待ちください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第36回国家試験は、令和6年2月4日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1081100&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1081101&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1081102&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1081103&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【レポート作成講座第5号／事例から経験を振り返る】

1学期のいくつかのレポート科目でも、事例や体験を取り上げて述べるのが求められます。ご自身の体験や実践を言葉にすることに向き合いましょ。 「暗黙知」の言語化されていない主観的な知識を言語化することで、それは「形式知」となり、他人に伝えられるようになるといわれています。

注意してほしい点を三つお伝えします。一つ目は、レポート課題にそつたまとめ方をするこです。事例を用いて説明する課題、自身の体験から述べる課題、体験を分析して考察する課題など求められているものが違ひます。課題文と対話をしてください。

二つ目は、事例部分の分量を意識することです。レポートは1,200字でまとめることになっています。文章構成を考え、必要な分量を考えそこに収まるようにします。事例紹介で終わってしまわないようにするためには、不要な部分は思い切って削る努力も必要です。

三つ目は、個人情報の取扱いです。個人が特定されないように工夫をします。このことは、「第35期生受講の手引」24ページ例5でもお伝えしています。

体験や実践を多様な視点で振り返り考察することに積極的に取り組んでください。ソーシャルワーカーとしての視点をもって事例を読み解きまとめることは、皆様の日々の業務や社会活動にも必ず役に立つはずで。次回は、作成した後、提出時の注意点をお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

ソーシャルワーカーは専門職なのでしょうか。共通科目11「ソーシャルワークの基盤と専門職」第6章第1節には、専門職として社会に認められるために、ソーシャルワーカーが努力を重ね、専門職としての条件を提起してきたとあります。仲村優一は、共通する特徴を6点にまとめ、そのひとつで「専門職は、その行動の指針である倫理綱領を守ることによって、その統一性が保たれる」と述べています。

専門職倫理をソーシャルワーカーが行うべき倫理基準として明文化したものが、倫理綱領です。そして、倫理綱領に基づいて実践するための行動を示したものが、行動規範です。

看護師、保育士はもちろん、医師や弁護士などの団体もそれぞれ倫理綱領をもっています。それなのに、なぜ、報道にあるような行動をするのでしょうか。法的拘束力をもたないということに軽視し、倫理綱領や行動規範を引き出しの奥底にしまい込んではいないでしょうか。活用してこそその倫理綱領であり、行動規範です。皆さんは、日々の実践や社会活動において多くのジレンマを経験することでしょう。そんなときに、立ち戻る場所のひとつが倫理綱領であり行動規範なのです。

「社会福祉士の行動規範」にある「4 専門職としての倫理責任」について問われています。選択肢に対応する項目を示していきます。この機会に、是非、倫理綱領と行動規範を読み込み、心に留めておくことをお勧めします。「受講の手引」に参考資料として掲載しています。

1. ×行動規範4-2-3には「社会福祉士は、個人並びに専門職集団として、責任ある行動をとり、その専門職の役割を啓発するように努めなければならない。」とあります。

2. ○行動規範4-4-2に「社会福祉士は、他の社会福祉士の行為が倫理綱領および行動規範を逸脱するとみなした場合

は、本人が所属する社会福祉士会や関係機関などに対して適切な対応を取るよう働きかけなければならない。」とあります。

3. ○行動規範4-1-1に「社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉協会などの機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。」とあります。

4. ×行動規範4-2には「社会福祉士は、本倫理綱領を遵守し、専門職として社会的信用を高めるように努めなければならない。」とあります。

5. ×行動規範4-7-2に「社会福祉士は、調査・研究の対象者とその関係者の人権に最大限の配慮をしなければならない。」とあります。

※「専門職としての倫理責任」の前と、行動規範の後ろにある数字の4は、本来は英数字です。文字化けの可能性があるので、数字で表記しています。

※専門職倫理と倫理的ジレンマは、第29、30、32、34回でも出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus